

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第16（第33条、第35条関係）				別表第16（第33条、第35条関係）			
土壌の基準値及び測定方法				土壌の基準値及び測定方法			
番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法	番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
[略]				[略]			
2	[略]		日本工業規格K0102の38に定める方法（日本工業規格K0102の38・1・1に定める方法を除く。）	2	[略]		日本工業規格K0102の38に定める方法（日本工業規格K0102の38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表1に掲げる方法
[略]				[略]			
5	[略]		日本工業規格K0102の65・2に定める方法（ただし、日本工業規格K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）	5	[略]		日本工業規格K0102の65・2（日本工業規格K0102の65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、日本工業規格K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
[略]				[略]			
7	[略]		水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表1に掲げる方法	7	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表2に掲げる方法
8	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表2及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表3に掲げる方法	8	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表3及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表3に掲げる方法

9	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表3に掲げる方法
[略]		
20	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表4に掲げる方法
21	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法
22	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法
[略]		
26	[略]	日本工業規格K0102の34・1若しくは34・4に定める方法又は日本工業規格K0102の34・1c) (注 ⁽⁶⁾)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準について付表6に掲げる方法
[略]		

9	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表4に掲げる方法
[略]		
20	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表5に掲げる方法
21	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表6の第1又は第2に掲げる方法
22	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表6の第1又は第2に掲げる方法
[略]		
26	[略]	日本工業規格K0102の34・1_(日本工業規格K0102の34の備考1を除く。)_若しくは34・4_(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)_に定める方法又は日本工業規格K0102の34・1・1c) (注 ⁽²⁾)第3文及び日本工業規格K0102の34の備考1を除く。)_に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
[略]		

28	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
----	-----	--------------------------

[略]

別表第17（第33条、第35条関係）

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
[略]			
2	[略]		日本工業規格K0102の38・1・2及び38・2に定める方法、日本工業規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法又は日本工業規格K0102の38・1・2及び38・5に定める方法
[略]			
4	[略]		日本工業規格K0102の65・2に定める方法（ただし、日本工業規格K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
[略]			
6	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表1に掲げる方法
7	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表2に掲げる方法
8	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表3に掲げる方法
[略]			
19	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表4に掲げる方法

28	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表8に掲げる方法
----	-----	--------------------------

[略]

別表第17（第33条、第35条関係）

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
[略]			
2	[略]		日本工業規格K0102の38・1・2（日本工業規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38・2に定める方法、日本工業規格K0102の38・1・2及び38・3に定める方法、日本工業規格K0102の38・1・2及び38・5に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表1に掲げる方法
[略]			
4	[略]		日本工業規格K0102の65・2（日本工業規格K0102の65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、日本工業規格K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
[略]			
6	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表2に掲げる方法
7	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表3に掲げる方法
8	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表4に掲げる方法
[略]			
19	[略]		水質汚濁に係る環境基準について付表5に掲げる方法

20	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法
21	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法
[略]		
25	[略]	日本工業規格K0102の34・1若しくは34・4に定める方法又は日本工業規格K0102の34・1c) (注 ⁽⁶⁾ 第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準について付表6に掲げる方法
[略]		
28	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
[略]		

20	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表6の第1又は第2に掲げる方法
21	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表6の第1又は第2に掲げる方法
[略]		
25	[略]	日本工業規格K0102の34・1(日本工業規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34・4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本工業規格K0102の34・1・1c) (注 ⁽²⁾ 第3文及び日本工業規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
[略]		
28	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表8に掲げる方法
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。